

改 正 後	現 行
<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項及び次項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、○〇県の一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇年条例第〇〇号。以下「給与条例」という。)別表第〇研究職給料表の適用を受ける職員(これに類する職員を含む。)で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、それぞれ前条第三項又は第四項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(新設)</p>

一 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第十七条第一項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

（週休日の振替等）

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項若しくは第四項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項から第四項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（船員の勤務時間等の特例）

第八条（略）

2（略）

3 任命権者は、船舶に乗り組む職員のうち第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員について、人事委員会と協議して、同項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。

4（略）

5（略）

（週休日の振替等）

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（船員の勤務時間等の特例）

第八条（略）

2（略）

3 任命権者は、船舶に乗り組む職員のうち第三条第三項に規定する人事委員会規則で定めるものについて、人事委員会と協議して、同項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。

4（略）

5（略）

第九条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第三条第二項から第四項まで、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合には、第二条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(時間外勤務代休時間)

第十条の二 任命権者は、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇年条例第〇〇号、第十七条第三項において「給与条例」という。)第〇〇条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十二条第一項において「勤務日等」という。)のうち第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第十条の三 任命権者は、次に掲げる職員(第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。)をさせるものとする。

第九条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合には、第二条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(時間外勤務代休時間)

第十条の二 任命権者は、給与条例第〇〇条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十二条第一項において「勤務日等」という。)のうち第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第十条の三 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。)をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子の

<p>一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十七条 介護休暇は、職員が配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>ある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十七条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）<u>、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者</u>で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--